

独立行政法人評価有識者会議

農林漁業信用基金部会

農林水産省経営局金融調整課

独立行政法人評価有識者会議 農林漁業信用基金部会

日時：令和4年7月28日（木）

会場：農林水産省経営局A・B会議室

時間：12：59～16：04

議 事 次 第

1. 開 会

2. 出席者紹介

3. 議 事

- ・独立行政法人農林漁業信用基金の令和3年度に係る業務の実績に関する評価について
- ・独立行政法人農林漁業信用基金の中期目標期間（平成30年度～令和4年度）に見込まれる業務の実績に関する評価について

4. 閉 会

午後0時59分 開会

○丸山課長補佐 それでは、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お集まりの委員の皆様、関係者の皆様には、お忙しい中、独立行政法人評価有識者会議の農林漁業信用基金部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、窓口をしております経営局金融調整課の丸山と申します。資料の説明と司会進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

御案内のとおり、コロナ禍でございますので、ウェブを併用させていただいております。

それでは、早速ですが、まず資料の確認をさせていただきます。まず議事次第、出席者名簿、配付資料一覧がございます。22日の夜に資料を送付させていただいたのですが、電子ファイルではファイル名が01から始まっております。01、議事次第、出席者名簿、資料となっております。佐藤先生、よろしいでしょうか。

次に、資料の1から10までございますでしょうか。紙も資料の1から10となっており、電子ファイルも資料の1から10と共通となっております。よろしいでしょうか。

では、資料確認は以上ということで、本日の御案内には、終了予定時刻を安全を見まして17時としておりますが、15時半、16時めどで終了するように、コンパクトにできるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、会議の途中で10分程度休憩を設けさせていただきます。また、会議中はお手元のお飲物を飲んでいただいて、適宜、水分補給をお願いいたします。

それでは、ただいまから、農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会を開催します。

まず、本日は、全員5名の先生方に御参加いただいております。御出席者を御紹介させていただきます。まず、有識者委員の皆様です。委員の皆様は令和3年4月1日から任期が開始しており、令和5年3月末までの2年間、委員をお務めいただきます。では、席順等ではなく五十音順で御紹介させていただきます。黒田委員でございます。

○黒田委員 黒田です。よろしくお願いいたします。

○丸山課長補佐 続きまして、ウェブで参加いただいております、佐藤委員でございます。

○佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○丸山課長補佐 続きまして、高田委員でございます。

○高田委員 高田でございます。よろしくお願いいたします。

- 丸山課長補佐 続きまして、田中委員でございます。
- 田中委員 海洋大の田中でございます。よろしくお願いします。
- 丸山課長補佐 最後に千年委員でございます。
- 千年委員 千年です。よろしくお願いいたします。
- 丸山課長補佐 そして、財務省大臣官房政策金融課、田中課長補佐です。ウェブでの御参加です。
- 田中課長補佐 財務省の田中と申します。よろしくお願い申し上げます。
- 丸山課長補佐 そして、我々農林水産省になりますが、改めまして、農林水産省経営局金融調整課の丸山と申します。本日はよろしくお願いいたします。それから、水産庁水産経営課の田端課長補佐です。
- 田端課長補佐 水産庁水産経営課の田端です。よろしくお願いします。
- 丸山課長補佐 水産庁漁業保険管理官付の竹越保険管理官補佐でございます。
- 竹越管理官補佐 竹越です。よろしくお願いいたします。
- 丸山課長補佐 林野庁企画課の原口課長補佐でございます。
- 原口課長補佐 原口です。よろしくお願いします。
- 丸山課長補佐 経営局保険監理官付の稲葉専門官でございます。
- 稲葉専門官 稲葉です。よろしくお願いいたします。
- 丸山課長補佐 次に、農林漁業信用基金より深水副理事長、吉村総括理事をはじめ、各御担当者様に御出席いただいております。ウェブで参加していただいております。恐縮ですが、深水副理事長から、役職員の御担当も含めて簡単に御紹介いただければと思います。よろしくお願いいたします。
- 深水副理事長 それでは、改めまして、農林漁業信用基金の副理事長の深水でございます。評価全体を担当しております。よろしくお願いいたします。それでは、私から出席者を紹介させていただきます。同じく評価を担当していただいています吉村総括理事でございます。
- 吉村総括理事 吉村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 深水副理事長 続きまして、企画調整室長の加藤でございます。同じく評価を担当しております。
- 加藤室長 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○深水副理事長 続きまして、総務経理部長の前多でございます。

○前多部長 よろしく願いいたします。

○深水副理事長 続きまして、農業調整室長、農業部門を担当しております諏訪でございます。

○諏訪室長 諏訪です。よろしく願いします。

○深水副理事長 続きまして、林業部門を担当しております林業調整室長の鈴木でございます。

○鈴木室長 鈴木です。よろしく願いします。

○深水副理事長 続きまして、漁業部門を担当しております漁業調整室長の末田でございます。

○末田室長 末田でございます。よろしく願いいたします。

○深水副理事長 それから、農業共済及び漁業共済についての担当をしております課長の内田でございます。

○内田課長 内田でございます。どうぞよろしく願いします。

○深水副理事長 このほか、企画調整室の担当が出席をさせていただいております。以上です。

○丸山課長補佐 ありがとうございます。御意見、御質問に対しましては、我々主務省又は農林漁業信用基金の方から回答を差し上げたいと思っております。続きまして、独立行政法人の評価につきまして簡単に説明させていただきます。

この評価は、独立行政法人通則法に基づきまして主務大臣が行うこととなっております。

そして、主務大臣が業務実績の評価を行う際には、評価の実効性を確保するという趣旨で、外部有識者の方々の御知見を活用させていただくこととなっております。本日の有識者会議は、農林水産省の評価実績要領に基づきまして開催しております。

続きまして、議事進行について御説明したいと思います。従来同様、主務大臣の評価案としてA評価とした項目を中心に、項目を絞って説明させていただきます。最初に3年度の業績評価、続きまして第4期中期目標期間の見込評価、今後「見込評価」と略します。その上で、3年度評価、見込評価別に質疑応答というように進めさせていただきます。

次に、独立行政法人の業績評価の基準について御説明いたします。資料6の独立行政法人の評価に関する指針を御覧ください。電子媒体も資料の6となっております。農林漁業信用基金は中期目標管理法人で、4ページから20ページまでがこの法人の評価に関する事項でございます。このうち、4ページの下3の(1)に年度評価という記載がございます。5ページの下から6ページにかけて記載されております③に、年度評価は、当該法人による自己評価の結果を踏まえて、当該法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果

を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的に評価を行うこととされております。具体的には、10ページの下の7の（1）アに書かれていますとおり、原則として、S、A、B、C、Dの5段階で評価をすることになっておりまして、11ページのイにあるとおり、B評価を標準とすることになっております。

それぞれの評価区分は11ページのウになります。主立った評価区分であるAにつきましては、法人の活動により所期の目標を上回る成果が得られていると認められている場合、Bにつきましては、所期の目標を達成していると認められる場合となっております。

この総務省の作成した、独立行政法人の評価に関する指針を踏まえて作られた資料8を御覧ください。資料8の農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価基準を御覧ください。ページ付けが漏れてしまいましたが、ページが付いていたとしたら2ページ目に相当するところの2、各事業年度の実績評価方法の（ア）は定量評価の基準ベース、項目に達成すべき数値目標が定められている場合には、当該数値の達成度合いを踏まえて、次の5段階で行うものとする定められております。A評価は達成度合いが120%以上、B評価は達成度合いが100%以上120%未満とされております。

次に、3ページ目の（イ）を御覧ください。ここは定性的な評価の基準を定めております。（イ）では、小項目に達成すべき定性的な目標が定められている場合には、当該目標の達成度合いを踏まえ、次の5段階で行うこととなっております。A評価は所期の目標を上回る成果があった、B評価は所期の目標がおおむね達成されたとされております。

もう1枚めくっていただき、4ページ目の下から2行目の3、中期目標の期間評価（見込評価、期間実績評価）の方法を御覧ください。中期目標の期間評価、今回でいきますと見込評価となりますが、これは上記2に準じて行うということで、見込評価も年度評価に準じて行うということになっております。

したがって、3年度評価も見込評価も、基本的に小項目ごとに設定された一つ一つの評価項目を評価いたしまして、その評価結果を積み上げて総合評価を算出します。ここで御留意いただきたいのは、3年度評価は全ての項目が定性的評価となっております。指標は入っていたりするんですけども、定量的評価をするという項目はございません。他方、見込評価は、5つの小項目のみが定量的評価項目となっており、それ以外の小項目は定性的な評価項目となっております。

次に、資料5の主務大臣評価対照表を御覧ください。

今期は平成30年度からスタートしました。30年度の主務大臣評価から、令和3年度までの主務大臣評価の素案、今回御提示した素案、見込評価の主務大臣評価の素案をA、Bと評価しており、御承知のとおり、令和2年度以前の評価はもう確定しているものでございます。

大臣評価の際に、右側の信用基金の自己評価を参考にして使うことになっていますので、信用基金の自己評価を並べております。例えば平成30年度から令和2年度までと令和3年度の年度評価案までの総合評価というのが、上から2つ目の枠に総合評価という枠がございます。30年度から3年度まで、単年度ではB、B、B、B、BとなってBとなっていますが、見込評価では、小項目単位で1つずつ評価案を肅々と検討した結果、それを積み上げた結果、総合評価がAとなっております。これからもう少し、この理由も御説明いたします。このような点も含め、先生方に吟味していただければと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、実際の資料1と資料2を用い、特に自己評価でA評価、又は主務大臣がA評価にしたものを中心に御説明させていただきます。

まず、資料1を御用意ください。「資料1 独立行政法人農林業信用基金の令和3年度に係る業務の実績に関する評価書」というA4横の資料です。資料1の、まずは9ページをお願いします。ここで第1-1-(3)、農業信用保証業務のところでした、内容としては保険事故率の低減に向けた取組のところでございます。ここは自己評価はAとなっております。これにつきましては、ポイントだと思うところになるべく色を付けようと試みております。

9ページでは、信用基金は「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」というガイドラインを作成し、農業構造の変化等に着眼した審査を充実できるよう設定して、令和4年4月1日から大口保険引受けの基金協会との事前協議に適用することとしております。

また、11ページを開いていただきまして、法人独自の取組として、保険事故率の低減に向けた取組として、最近の大口保険事故事例を中心に、保険事故までの経緯や、4番ですと予兆に対して適切な措置は取られたかなどについてまとめ、これを基に今後の教訓を整理したカルテを作成し、信用基金のホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行っております。

そのほか、独自の取組として、令和２年度から実施した助成事業を活用して、基金協会に対して個人情報情報機関への照会等の調査のための費用や、融資機関同行巡回などの費用に充てるための助成を３年度も精力的に行っております。

続きまして、主務大臣の評価という欄が４番でございます。評価につきましては主務大臣の案はＡとさせていただきます。評価に至った理由でございますが、中期目標及び中期計画に基づく取組を的確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、法人が独自に、①として、これまでの事故事例を分析し、引受段階から期中管理段階までの教訓を整理したカルテを作成して各基金協会へ共有するとともに、②といたしまして、各基金協会が行う期中管理活動への助成事業、例えば、基金協会が、延滞中の借入者や償還条件変更等に関する融資機関との協議を実施する際に助成をするといったものを実施したことからＡ評価が妥当であると判断しました。また、昨年の委員からの御意見も踏まえまして、「今後も保険事故率の低減に向け、可能かつ必要な範囲内でこれらの法人独自の取組の継続が期待される」という文言を入れさせていただいています。また、大口保険引受事前協議に係る引受条件等の内部基準を策定した取組につきましては、今後、保険事故率の低減に向け、一定の効果が期待できるものと考えているということで示させていただいています。

あらかじめ、ここで御説明をしておきますが、この助成事業は農業と漁業で行ってまして、かつ３年度の評価ではどちらもこれをＡにして、さらに通期で見てもこの取組はＡ評価にしております。このため、助成事業が何度も出てきますが、そういう事情でございます。

続きまして、１３ページをお願いいたします。第１－１－（４）、農業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組というところがございます。自己評価が評価Ａとなっております。これにつきましては、同様に助成事業のためですので、主務大臣評価に移ります。主務大臣評価はＡとさせていただきます。

評価に当たっての理由ですが、冒頭は同じ言葉を書きましたので、省略させていただき、求償権の管理・回収に資する取組として、基金協会が行う求償活動への助成事業を法人が独自に実施したことから、Ａ評価が妥当であると評価しております。今後の期待については先ほどと同じでございます。

続きまして、第１－１－（６）、農業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化とい

う項目がございます。自己評価欄を見ていただくと、自己評価も評価Aとなっております。この業務実績でございますが、信用基金の審査担当者が、令和4年4月より実施するガイドラインを踏まえた大口保険保証の事前協議案件審査を円滑に行うとともに、マニュアルの活用により、一定水準以上の審査及び同一目線での審査を可能にしたという業務実績となっております。

こちらにつきましても、18ページと19ページを開いていただきますと主務大臣の評価案が出ています。評価はAで、19ページに評価に至った理由を書かせていただいておりますが、事務処理の適正化及び迅速化に資する取組として、法人が独自に「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を策定し、各基金協会との間で当該マニュアルに基づく事務処理の標準化を行ったことにより、法人のみならず、各基金協会も含めた業務の効率化や質的向上に寄与する仕組みを構築したことから、A評価が妥当であると整理いたしました。

続きまして、林業になります。24ページをお願いいたします。林業信用保証業務でございます。適切な保証料率の設定ということで、こちらも自己評価はAとなっております。この自己評価欄でいきますと、令和3年10月に制度資金の優遇保証料率の運用や、個々の保証料率の当てはめを見直して、令和3年10月以降の保証引受に適用するという、より積極的な取組を実施した。

この取組は収支改善に効果があると考えておりますが、25ページの主務大臣の評価はAにしております。これは、適切な保証料率の設定にする取組として、法人が独自に優遇料率の縮小等の取組を行ったことにより、今後、林業信用保証業務収支の長期的な均衡に向け一定の効果が期待できることから、A評価が妥当であると整理させていただいております。

続きまして、26ページをお願いいたします。第1－2－（3）、林業信用保証業務の代位弁済率の低減に向けた取組でございます。これにつきましては、27ページの業務実績を御紹介させていただきます。

保証割合について、原則80%とし、100%保証の対象は災害復旧等に必要な資金及び制度資金に係る保証とする見直しを行い、令和3年10月1日以降の保証引受に適用し、関係約定融資機関、被保証者に対して丁寧な対応を行うこととして、通常の更新協議期間のおおむね2倍の期間を設けて協議を行った。以上の取組の結果、部分保証の引受実績は533

件、全引受案件に占める部分保証の案件の割合は75.2%となり、前年度実績を大幅に上回った。このパーセントでいきますと、令和2年度では33.9%が部分保証でしたが、3年度では75.2%にまで増加しております。

引き続きまして28ページになります。これにつきましてもA評価としております。評価に至った理由ですが、代位弁済率の低減に資する取組として、法人が独自に部分保証を拡大するための調整を行い、保証引受額について融資額の80%を原則とする（例外的に災害復旧等の場合に限り100%とする）という見直しを行ったことから、A評価が妥当であると整理いたしました。

続きまして33ページ、お願いいたします。第1-2-(6)、林業信用保証業務－林業者等の将来性等を考慮した債務保証で、自己評価はAになっております。財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっているということで、マニュアル等の整備を導入するものだと。趣旨は、新規に林業に参入される方は、財務諸表がないため引受審査がしにくいので、将来性を見込んだ評価によって引受けができるようにするというものと理解しております。

これにつきまして、従前から、この中期目標期間が始まったときから、純粋な新規創業者、既に純粋に林業を始めた方については、将来性評価を導入していたのですが、その取組を進める中で、他産業を営む者で新たに林業・木材産業に参入する者については、既往事業の財務諸表を有する点において上記の新規目標とは異なり、別の取扱いが必要であることが明らかになった。上記実情を踏まえて、他産業から林業・木材産業への参入による新分野進出を支援し、林業就業者の拡大を図る観点から、そのような取組を行う者についても、将来性評価を新たに導入することとし、その保証引受の試行を令和3年10月から新たに開始したとなっております。

これにつきましては、主務大臣の評価はBとさせていただいています。評価に至った理由ですが、林業者等の将来性を考慮した債務保証の引受けに資する取組として、法人が独自に、新分野進出者に対する保証引受けの導入を行ったことについては評価できるものの、この取組は、新規創業者に対する保証引受けの取組と比べて、その内容に質的に大きな差異がないと認められ、所期の目標を上回る成果があったとは判断し難いことから、B評価が妥当であると考えました。

続きまして、第1-2-(7)、林業信用保証業務－事務処理の適正化及び迅速化です。

これにつきましては、法人は自己評価がAとなっております。ポイントとしましては、令和3年12月に、新たに基金内に林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げ、上記の取組を含め、林業信用保証業務の実施に係る点検等を行う体制を強化した、となっております。これにつきましては36ページ、評定案はBとしております。事務処理の適正化及び迅速化に資する取組として、法人が、独自に検証委員会を法人内に立ち上げたこと等につきましては評価できるものの、当該委員会は、既に農業信用保険業務や漁業信用保険業務において設置されているものと同様のものと認められる。このことを考慮すれば、所期の目標を上回る成果があったとは判断し難いことから、B評価が妥当であると整理させていただきました。

続きまして、43ページをお願いします。ここからは漁業信用保険業務の関係でございます。保険事故率の低減に向けた取組を、農業と同様に助成事業を積極的に行ったということで、A評価と整理させていただいております。

続きまして、47ページの第1－3－（3）、漁業信用保険業務の求償権の管理・回収の取組でございます。これにつきましても助成事業を行ったということですが、農業や、先ほどの漁業の保険事故率と同じように、これにつきましてもA評価とさせていただいております。

続きまして、64ページをお願いいたします。第1－5－（2）、漁業災害補償関係業務－共済団体に対する貸付業務の適正な実施というところでございます。これにつきましては、昨年もA評価でしたが、とにかく不漁の継続やコロナの影響で、国が漁業共済団体に支払うべき保険金の支払不足が生じました。これに対応するために、信用基金が想定以上の取組を行いまして、当初設定されていた借入限度額を超える限度額の設定等を行った上で、適正に、かつ迅速に、漁業共済団体に188億円の貸付けを行いました。このように、中期計画での想定を大きく上回る貸付け及び借入れについて、主務省への必要な認可手続等を含めて滞りなく行い、漁業災害補償制度の安定的な、かつ円滑な実施に想定を大きく上回り貢献したことからAとすると自己評価しております。

これに対応いたしまして、主務大臣の評価もAとしております。魚価の大幅な下落や深刻な不漁により、想定を上回る規模の漁業共済金の支払が必要となり、支払財源の国庫負担分が一時的に不足する事態になったところ、法人が主体的に民間金融機関から資金を調達し、これを漁業共済団体に貸し付ける取組を行った。このことにより、漁業災害補償制

度の安定的かつ円滑な実施に貢献したことから、A評価が妥当であると評価いたしました。

続きまして、66ページ、第2－1、事業の効率化でございます。評価はAとなっております。これにつきましては、67ページの主務大臣の評価を御覧ください。事業の効率化に向け、各部門において保険金や代位弁済費の支出の抑制に努めていることは評価できるものの、過年度はずっとBでございまして、過年度と比べて特筆すべき取組内容があったとまでは認められず、所期の目標を上回る成果があったとは判断し難いことから、B評価が妥当であるということで、主務省としてはBの案としております。

続きまして、第2－3、調達方式の適正化というところで、主務大臣の評価の72ページを御覧ください。この調達方式、契約のことについては、信用基金独自の取組を導入して、調達方式の合理化や効率化に努めていると考え、A評価としております。。調達方式の適正化に向け、公正性・透明性をより一層確保した調達を実現するため、入札方法について、複数の者の入札・応募がなく、1者応札・1者応募となった場合は手続を中断して、再度公告を行うという法人独自の取組を導入したことはもとより、その取組の徹底により、法人の調達事例において、落札価格と次順位の入札価格との差が約3億円生じるなど、複数名による応札の効果が発現していると認められることから、A評価が妥当であると考えました。

続きまして91ページ、職員の人事に関する計画でございます。給与水準について、令和3年度の対国家公務員のラスパイレス指数が100.1でございました。100以下という目標ですが、100.1という本当に惜しい数字でした。次のページをお開きください。92ページです。

昨年、信用基金が101.4だった関係で、信用基金はこの削減努力を行いまして、令和3年度は管理職割合を11.8ポイント減少させるなど努力を継続し、令和2年度に比べて、対国家公務員地域・学歴別指数を下げました。その評価につきましては、93ページに記載しています。評価はBですが、中期目標において、ラスパイレス指数が100を上回らない水準としているところを、令和3年度の当該水準は、僅かに100を上回る100.1でありました。これについては、法人における給与水準の設定は、翌年度の6月に公表される国家公務員ラスパイレス指数をあらかじめ見通した上で、現年度における給与水準を先んじて設定する必要があるという事情にも鑑みれば、中期目標に基づく法人自身による取組は十分なされたと認められることから、B評価が妥当であると考えました。

続きまして、97ページの第4－4－（1）、ガバナンスの高度化でございます。自己評価がAとなっておりまして、この自己評価欄を御紹介しますと、令和3年9月に、より効率的・効果的な業務運営を検討する場として、内部統制委員会に企画部会を設置し、中期目標・中期計画の実現に寄与する業務目標の設定や業務の推進管理を行うほか、業務が効率的かつ継続的にできるよう業務のマニュアル化の推進策について検討したとなっており、この評価につきましては100ページとなります。

主務大臣の評価案はAとしておりまして、ガバナンスの高度化に資する取組として、法人が独自に、内部統制委員会の下に新たに企画部会を設け、各部門の業務について、進捗状況を横断的な観点から議論し、より効率的・効果的な業務運営のための考え方・手引を整理しつつ、職員の意識向上等を図る体制を構築したことから、A評価が妥当であると考えました。

以上が3年度評価についての説明です。

次に、総合評価ということで、表紙の次の次のページに様式1－1－2、農林漁業信用基金度評価総合評定様式がございます。その全体評価でございますが、評定はB評価。中期目標における所期の目標を達成しているという事で総合評価はBとなり、Aが多数ありましたが、算定ルールに従って、足し上げて計算していくとAまでは届かず、B評価となりました。

2の法人全体の評価のところですが、農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価するということで締めくくっております。これが3年度評価でございます。

次に、資料2で、30年度から令和4年度までの見込評価について御説明させていただきます。まず導入部分ですが、定量的な評価が5つあります。5つとも評価基準の120%を上回っていますのでA評価としております。また、年度評価でAとしたものは見込評価でもAにしておりまして、同じような取組が繰り返し出てまいります。年度評価で所期の目標を上回りAとした項目につきましては、その後も継続していることを前提としまして、年度で見てもA評価が妥当といった考え方に基づいて整理しております。このため、同じ

話や同じ内容が出てきますが、御容赦いただければと思います。

個別の項目に入ります。6ページをお願いいたします。第1-1-(2)、「農業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定」です。これは自己評価Aとなっております。ここは令和元年度にA評価とした項目ですが、その理由に関連しますが、中期目標を御覧いただきますと、検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、基金協会と連携を図りつつ、中期目標の最終年度までにシステム構築を計画的に行うということにしております。数え方によりますけれども、適用年度でいうと2年間前倒ししたということで、自己評価も、信用リスクに応じた保険料率の設定について2年以上早く導入し、また、これに係るシステム改修も実施しております。8ページにもその説明が出ております。借入者のデフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率の設定については、借入者の全ての財務データが揃えられ、デフォルト率の算定が可能であり、同一資金における公平性が確保される農業近代化資金等の3資金について、中期目標で示されている期限より2年前倒しし、令和2年度から導入したということになっております。2年早く前倒ししたということは、業績がいい農家につきましては、より低めの料率で保証が受けられることになったため、2年早く農業者の裨益が発現したと考えております。評価につきましてはAです。これは、元年度に始めて、当然今も続けており、中期目標及び中期計画に基づく取組を的確に実施することはもとより、適切な保険料率の設定に資する取組として、借入者の信用リスクに応じた保険料率の導入について、中期目標において指示された期限よりも早期に導入し（2年前倒しで令和元年度に導入、2年度より適用中）、今も適用中という意味で、4年度も継続見込みである。そういうことであれば、このことにより、農業者の負担する保険料率の軽減効果が早期に発現しており、所期の目標を大きく上回って達成したと認められることから、A評価が妥当であると整理しております。

続きまして、10ページの第1-1-(3)、農業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組でございます。これにつきましては、先ほど申し上げた5つのうちの定量評価項目の一つでございます。自己評価のAのところを御紹介させていただきます。

自己評価はAで、中期目標期間中の保険事故率は令和3年度末で0.5%であり、定量的指標である0.15%以下を達成する見込みであるということです。

続きまして評価ですが、12ページと13ページにまたがります。評価は、単純に定量評価を当てはめてA、それで保険事故率の目標値の達成度合いが120%以上であり、A評価が

妥当であると整理させていただいております。

続きまして、14ページ、第1-1-(4)、「農業の求償権の管理・回収の取組」でございますが、これは先ほど出てきました助成事業です。2年度に開始した助成事業をやめることなく3年度も積極的に継続しております。そういう状態を考慮して、こちらについてはA評価としております。こういうところが重なって出てくるところでございます。

続きまして、18ページです。事務処理の適正化及び迅速化。これにつきましても、実は先ほど大口保険保証の事前協議の審査の関係でAとしたのですが、それとの関係で、3年度で目標を上回ったという評価をしてきたのであれば、期間中で見ても中期目標を上回る成果があったと判断いたしましてA評価としております。評価は20ページに書いてあります。書いてある内容は先ほどとほぼ同じではございますが、事務処理の適正化及び迅速化に資する取組として、法人が独自にマニュアルを策定し、各基金協会との間で当該マニュアルに基づく事務処理の標準化を行ったことにより、法人のみならず、基金協会も含めた業務の効率化等に寄与する仕組みを構築したことから、A評価が妥当であると整理いたしました。

続きまして26ページ、第1-2-(2)、林業信用保証業務―適正な保証料率の設定でございます。これも年度評価で先ほど、優遇料率の適用等、個々の保証料率の当てはめのところでAでございましたが、同じ理由で、この中期目標期間で見てもA評価が妥当と判断しております。

続きまして、29ページをお願いいたします。第1-2-(3)、「林業信用保証業務―代位弁済率の低減に向けた取組」でございます。評定のところ、中期目標期間中の代位弁済率は、令和3年度末で0.53%であり、定量的指標は2.03%を達成する見込みであるということで、30ページで評定Aとしております。代位弁済率の目標値の達成度合いが120%以上のため、A評価が妥当であるとしております。

続きまして、31ページです。第1-2-(4)、林業信用保証の求償権の管理・回収の取組です。評定はAとなっておりますが、32ページに、「以上の回収促進策を的確に実施し回収に尽力した結果、回収が進み、中期目標期間期首の平成30年度当初時点での203件、40億円あった求償債務は、3年度末で24億円と大幅に減少した」となっております。当方の現時点の分析としましては、40億円と24億円の差は16億円なのですが、実際に求償権を回収したのは8億円でございます、残りは償却です。限界がいつかは来るはずですので、

償却は悪いとは思っていませんが、ここの目標が「求償権の回収向上に向けた取組を着実に行う」という目標とされている関係で、それを考慮して、評価をBにしております。法人の自己評価にあるとおり、求償債務が40億円から24億円へ減少したものの、差額は16億円。この4年間の回収金の合計は約8億円で、年平均2億円であり、前期中期目標期間の平均回収実績2.8億円と比べて、大幅な改修実績の伸びがあったとは認められないことからB評価が妥当である、ということで現時点では整理しております。

続きまして、35ページをお願いします。第1-2-(6)、「事業者等の将来性等をz x 考慮した債務保証」ですが、先ほどの財務諸表がない林業の新分野進出のところでございます。これは先ほどと同じ理由でB評価としております。

次に、第1-2-(7)、「林業信用保証業務－事務処理の適正化及び迅速化」でございしますが、ここにつきましては自己評定Aです。これも年度評価と同じ理由で、B評価にしております。同じ理由です。この検証委員会を立ち上げたことは評価できるが、既にほかの部門では設置しているものであることから、B評価にしております。

続きまして、第1-3-(1)、「漁業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定」です。これは昨年、先生方の御意見も含めて令和2年度にA評価としたところですが、いずれにしても災害料率を入れたというところでございます。災害料率を入れると料率が下がるので、これは業務収支のところも気にしなければいけないのですが、これは法人側で、業務収支は問題ないと、カバーできるということを確認した上で、そういう被災漁業者に裨益のあるような取組を行ったということでA評価にしまして、この取組自体は3年度以降も4年度も続ける見込みということですので、この総合評価はAとしております。評価に至った理由は、被災漁業者の漁業経営の再建を図るための資金について、通常より5割から6割程度引き上げた災害特例料率を令和2年度に導入し、4年度も継続見込みである。本見直しは、被災漁業者の経営改善に資する取組であり、かつ、漁業信用保険部門の収支均衡にも配慮して行われていることから、A評価が妥当であるとしております。

続きまして43ページでございます。これは保険事故率の低減に向けた取組ということで、定量的評価となっております。評定はAで、中期目標期間中の保険事故率は令和3年度末で2.2%であり、定量的指標（0.95%以下）を達成する見込みであるということになっております。保険事故率の目標値の達成度合いが120%以上のためA評価が妥当であるということで、A評価としております。

第1－3－（3）、「漁業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組」、これは先ほどの助成事業を継続して行っているということで、A評価にしております。

続きまして、62ページでございます。第1－5－（2）、「漁業災害補償関係業務－共済団体に対する貸付業務の適正な実施」でございますが、これにつきましては、令和2年度、令和3年度と、漁業災害補償制度を想定以上の法人の活躍で支えたという評価をしております、Aとしております。理由については先ほど述べたとおりですので、64ページにございますが、省略させていただきます。

続きまして、65ページでございます。定量的評価の項目の一つ、「事業の効率化」で、平成29年度対比5%以上の事業費の削減をするという項目で、自己評価欄は評定Aとしております。平成30年度から令和3年度までの事業費の平成29年度予算に対する平均削減率は63.4%であり、中期目標期間を通じて定量的指標（5%以上）を達成する見込みであると自己評価されております。主務大臣の評価につきましても、66ページで、事業費削減の目標値の達成度合いが120%以上のため、A評価が妥当であるとしております。

次に、第2－2、「経費支出の抑制」でございます。平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制というところです。これが定量的目標の最後の項目です。自己評価は評定A、平成30年度から令和3年度までの一般管理費の平成29年度予算に対する平均削減率は25.3%であり、中期目標期間を通じて定量的指標を達成する見込みであるとしており、68ページで、経費支出の抑制の目標値の達成度合いが120%以上のため、A評価が妥当であるとしております。

次に、第2－3の調達方式の適正化でございます。これにつきましては、先ほども出てきましたが、70ページです。特に1者応札・1者応募を事実上撲滅するという取組をしております、A評価にしております。

続きまして71ページ、第2－4、「電子化の推進」でございます。評定は自己評価A、ここにつきましてはB評価とさせていただきます。理由につきましては、電子化の推進に向け、電子決裁の原則化、ウェブ会議システムの導入等の取組を積極的に進めたことは評価できるものの、これらの取組は、コロナ禍における業務の継続に向けて社会に広く普及してきたものと認識しており、所期の目標を上回る成果があったとは判断し難く、B評価が妥当であると評価いたしました。

続きまして、第4－2、ラスパイレス指数のところでございます。88から89ページです

が、89ページの上で、給与水準は、対国家公務員指数で平成30年度は99.6と100以下でした。元年度も98.9で100以下でした。ただ一方で、令和2年度101.4、令和3年度は僅かに100.1ということになりました。これにつきましては、令和3年度も管理職を11.8%ポイント減とするなど給与水準抑制の努力を行ったが、国の指標があらかじめ分からないため、100を超過するかどうかは見込めなかったところであり、法人の努力には限界があったということで、ここはC評価にはせずにB評価にするのが妥当と、先ほどと同じように評価しております。

続きまして、第4-4-(1)、「ガバナンスの高度化」でございます。ガバナンスの高度化は内部統制委員会のところですが、97ページのAにございますように、先ほどと同じように、これにつきましてはA評価にしております。

以上で個別の見込評価の項目は終わりです。また頭のほうに戻っていただきまして、表紙の次の次のページ、様式1-1-2、農林漁業信用金見込評価総合評定様式というところを御覧ください。

○丸山課長補佐 当該法人の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるということでA評価としておりまして、全体の評価のところは、定量的指標による評価項目については、各目標値の達成度合いが全て120%以上となるとともに、定性的な評価項目については、例えば、農業信用基金協会、漁業信用基金協会が行う求償活動への助成事業を実施するなど、各業務において法人が独自に取り組み、一定の成果があったと認められる項目が多数見られることにより、全体として、所期の目標を上回る水準の取組を行っているとは評価する。また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われているとは評価すると締めております。

先ほど説明を飛ばしたところがありましたので、98ページに戻ってもらってもよろしいですか。第4-4-(2)、「情報セキュリティ対策」です。ここは自己評定Aですが、大臣評価はBとさせていただいております。情報セキュリティの強化のため、不正な通信等の監視を開始する取組を実施していることは評価できるものの、所期の目標を上回る成果があったとは判断し難いことから、B評価が妥当であるとしております。1点補足をしますと、98ページで、先ほどの1者応札によって、より廉価な価格で調達をしたというのも書かれていますので、こういうところもどう評価するかということがあったのですが、先ほどの調達のところでA評価と評価しましたので、それはそちらでAと評価すればいい

のではないかとということで、ここはB評価とさせていただきます。

これで項目に漏れはないと思います。これで私からの説明は終わりとなります。信用基金から補足説明がございましたらお願いします。

○吉村総括理事 若干お時間を頂いて補足させていただいてよろしいでしょうか。

○丸山課長補佐 はい、お願いします。

○吉村総括理事 林業信用保証について2点申し上げたいと思います。年度評価、見込評価、重複する内容も多うございますので、見込評価についてページ数で御説明をさせていただければと思います。

まず、31ページから32ページにかけての求償権の関係でございます。林業信用保証の求償権の質は必ずしも高いものではございません。言い換えれば換金性が非常に乏しい内容となっております。そのもともとの理由は、私ども林業信用保証は、零細な信用力の乏しい企業さん、あるいは個人の皆様の支援をさせていただいておりまして、当然ながら財務基盤も脆弱で、資産をお持ちの方も非常に少ない方々を対象とさせていただいておりますので、おのずと代位弁済に至った際に、我々が取得する求償権の中身というのは非常に換金性が乏しいというものになっております。現中期目標期間の求償権に占める換金性のある債権の率で申しますと、直近の令和3年度ではほぼ3%程度でありました。中期目標全体を通じて見ますと4.3%程度というふうになっております。これ、実は前中期目標期間においても同じような傾向が見られました。

こうした中で、私ども林業信用基金は、地方に出先を持たずに東京に一つしかない機関として、大変職員が回収の努力をしてくれまして、一定の回収を行ってきたということについて御理解を頂ければと思います。

先ほど主務省から償却についてのお話もありましたが、この償却というのは決して恣意的にやっているものではなく、そのほぼ9割が破産、民事再生、あるいは特別清算等、法的整理に持ち込まれたものであるとか、あるいは対象者が不幸にしてお亡くなりになった場合とか、こうしたものが対象になっておりますので、そういう中で基金としては努力させていただいたということを御説明させていただければと思います。もう1点、よろしいでしょうか。

○丸山課長補佐 どうぞ、お願いします。

○吉村総括理事 続いて、35ページから36ページの将来性評価です。

正に主務省に書いていただいているとおり、大変前例がない中で取り組ませていただきました。まず、私ども信用基金の人間が、銀行や保証協会等に出向きまして、事業性評価というのはどういうふうにやったらいいのかということをヒアリングをさせていただいて、様々集めた断片的な材料から一つの体系を構築して、さらに、現場の林業者の方申請書類をお作りになるのが必ずしも得意とは言えませんが、こういった方々にできるだけ簡単に申請書類を作っていただけるような様式の大幅な簡素化、あるいは分かりやすくすると、そういった工夫を重ねてまいりました。

その後、主務省のお話にもあったとおり、他分野から林業に参入する方、こうした方々についても受け入れていく必要があるということで、これについてもゼロベースで検討した結果、結果として、新規創業者に対する審査の視点と共通する部分が多くあったので、その審査の視点に顕著な差は見られなかったと、こういうプロセスを経てここまで取り組んできたということについて御理解を頂戴できればと思います。以上です。

○丸山課長補佐 どうもありがとうございます。信用基金からの補足説明は、その２点でよろしいでしょうか。

○吉村総括理事 はい、結構です。

○丸山課長補佐 それでは、私の説明と信用基金からの補足説明が終わりました。１時間20分ほど経過しましたので、10分間、２時半まで休憩させていただいてもよろしいでしょうか。休憩後に質疑応答を、お時間が許す限りやらせていただきたいと思います。２時半再開で、よろしくお願いいたします。

午後２時２０分 休憩

午後２時３１分 再開

○丸山課長補佐 それでは再開いたします。委員の皆様から御意見、御質問を頂きたいと思えます。重複してしまうので必ずしもこだわりませんが、３年度評価に関してという切り口ですが、年度評価と見込評価が重複して構いません。では、御意見をお願いいたします。

○田中委員 簡単なエディトリアルな話から、ちょっと２点ほど。17ページの業務実績の黄色のところ、文章が切れていませんか。業務実績の最後、「可」で切れています。私のだけかもしれないけれども。

○丸山課長補佐 本当ですね、すみません。確認します。

○田中委員 それから、3か所あったと思うのですが、AからBに評価を下げているところの表現、書きぶりとして、「当初の目標を上回っていないのでB」って、当初の目標を上回っていなかったらCですよ。100から120%未満がBだから、当初の目標を上回らないといけないんじゃないですか。つまり、十分に上回っていないということなら分かるけれども、上回っていないと言うと下回っているということだから、Cになってしまうわけですよ。

○丸山課長補佐 例えば何ページでしょうか。

○田中委員 34ページとか36ページ、67ページ。3か所ある。主務大臣の評価のところ。

○丸山課長補佐 「所期の目標を上回る成果があった」というのは、資料8を御覧いただきたいのですが、4枚目に（イ）があって、先ほど御紹介したところですが、資料8です。4ページ目に相当するところの（イ）で、A評価のところに、A評価自体が所期の目標を上回る成果があったと書いてありますので、所期の目標を上回ったらAだということですが、この項目では、所期の目標がおおむね達成されたとは考えられるが、所期の目標を上回る成果があったとは判断し難いということで、このように書いております。

○田中委員 数値目標じゃないからということですね。

○黒田委員 というよりも、書き方、その他がすごくネガティブなんです。

○田中委員 そう。だから「大幅に」と入れないと。

○黒田委員 そう書くか、それとも、当初の目標を達成したレベルなのでB。

○田中委員 何か駄目だったという印象に見えちゃうんだよ、これだと。

○黒田委員 達成はしているの。

○田中委員 達成していないように聞こえちゃうんですよ。

○丸山課長補佐 そうか。ただ、上のほうの見解からいくと、頑張っているのだが、例えば34ページで、「その内容に質的に大きな差異がないと認められるので」とつながってきた場合に、所期の目標を否定する言葉がないと。

○黒田委員 こういう書きぶりではなくて、「当初の目標を達成したレベルなのでB」。だから、達成していないと書いてしまうのではなく。達成はしている。

○丸山課長補佐 「達成したレベルなので」ですね。

○黒田委員 もし何か説明が要るんだったら、「大幅な成果のアップではない」とか、後で

足すのはいいかもしれませんね。

○丸山課長補佐 これだと、何か頑張らなかったみたいに読めてしまうという意味でしょうか。

○黒田委員 そう。やっぱり駄目でしたみたいな印象が残る。

○丸山課長補佐 了解しました。今の御助言を踏まえて、その表現は変えたいと思います。田中先生、もう一件ですか。

○田中委員 取りあえずそれだけ。

○丸山課長補佐 そのほか、ございますか。

○黒田委員 先ほど補足説明を頂いた部分に関係しますが、償却の事例で、事前の説明のときにちょっと疑問を質問させていただいたので、いろいろと紙でも説明いただいたのですが、やっぱり予想したとおり、破産しているタイプというのが原木市場と製材工場なんです。これはもう本当によく分かるんです。現場に行っても、もう絶滅しかけている業種といますか、もう先がない。

何でかという、昭和の初め頃の商習慣のままで、今の世の中に合わないんです。そのところの改革をしないで、一方ではIT林業だとか技術の発展ばかりを片方で評価をして、いろいろサポートしているけれども、それには大きな会社も参入しているけれども、肝腎の現場の多くの人たちのサポート、もうお金もうけができないところへのサポートがうまくいかないという、何かそこが大きな課題というのが、今回補足説明を頂いてよく分かりました。

これはこの会議の議題ではないのかもしれませんが、やはり農水省で事業者をどうやってサポートするかという、新しい経営ができない人たちの指導自体も必要だし、ITを使えばいいんじゃないかという飛躍ではなくて、もうちょっと……。大体、資産管理自体がもうぐだぐだなんですよね。だから、そういうところをちゃんと現代風の経営にしないということをやらないと、幾ら貸しても駄目なんじゃないかと、最近つくづく感じているところです。評価書のどこを変えてくださいという話ではないですが、今後のサポートのやり方としては、単に「お金を貸してあげます」では、もう返せない人たちが増える一方に当然なりますので、本当に行政の農水省の方で、何か改革のサポートをしてあげてほしいなというのはあります。以上です。

○丸山課長補佐 貴重な御意見ありがとうございます。先生、今のは見込評価のほうの…？。

○黒田委員 どちらにも書いてありますね。

○丸山課長補佐　そうですね。林業の求償権管理・回収のところですね。

○黒田委員　償却がうまくいかないというので、何億って、初めはうまくいったというふう
に書いてあったけれども、これはどういう意味ですか、回収できないのはどういう意味で
すかという、私が質問をしたことに対してお答えをいただいたものです。

○丸山課長補佐　分かりました。了解です。ありがとうございます。ほかに先生方、御意見あ
りませんか。

○佐藤委員　質問です。

○丸山課長補佐　佐藤先生、お願いします。

○佐藤委員　先ほど信用基金の方が補足された点ですが、単年度評価の資料1の33ページで、
新規創業者と新分野進出者でしたか。これをもう少し御説明いただけますか。前年度まで
に新規創業者についての取扱いとか事業評価のような方法を設立していて、そのときに、
新分野進出者はどうして一緒に作らなかったのでしょうか。そして、今回新分野進出者に
対しても改めて検討することになったのはどういう経緯だったんでしょうかということをお
聞きしたいです。

○丸山課長補佐　信用基金から御回答をお願いしてよろしいでしょうか。

○深水副理事長　信用基金でございます。御指摘ありがとうございます。

まず、新規創業者については、令和2年度から試行を開始いたしました。その後、新分
野進出者については令和3年度から試行を開始いたしました。このようにタイムラグがご
ざいます。

私ども、今回の中期目標において、将来性評価をせよと主務省から御指示を頂いて、ま
ずこのイメージとして浮かんだのが、全く林業に無関係なところから、一から個人、ある
いは何人かの集団で、一から自分たちの力で林業を営む会社を立ち上げようとか、そうい
った方々を御支援するということから始めるのかなということで、言わば本当にもう零
細な、例えば森林組合に勤めておられたような方が独立してやっていくとか、そういった
ことを主に念頭に置いて考えてまいりました。

そうした検討を重ねる中で、これから更に林業の裾野を広げていくためには、全く違う
異業種、例えば建設業であるとか運輸業であるとか、そういったところから林業に参入し
たいといった方が出てきた場合に、今のこの仕組みの中で受け入れることができるのかど
うなのか。これが自ら疑問点として思い浮かび、その検証をした結果、そういう方々にも

しっかりと間口を開いた受け入れる仕組みが必要だと、こういう結論に達して、段階を追って導入してきたということでございます。

ですから、当初は、どこかにお勤めであった方が独立して自ら会社を興すんだと、こうしたことを典型例として想定して議論を重ねる中で、より間口を広げるためには、異分野から入ってこられる方々も対象にすべきではないかと思いついたと、そういう経緯でございます。

○佐藤委員 分かりました。令和2年の新規創業者に対する検討は、農水省からの指示を受けての検討だったということでしょうか。

○深水副理事長 もともと、今期中期目標において、将来性評価を適切に行うようにという目標をお示しいただいております。それを受けて、私ども信用基金の判断として、まずは新規に創業される方を受け入れるための仕組みづくりをすべきではないかと、そのような判断をいたしまして取組を進めてきたというのが事実関係でございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。私、これは自己評価どおりでいいのではないかと。創意工夫されて、より現場の実態に近いというか、多分、個人でいきなり林業に入るよりは、例えば地元で建設業などをやられていた方が参入するほうが現実的にはあり得るのかなと聞きました。もしそうであれば、現実・現場に合わせた制度設計を自ら提案されたということで、かなり価値のある活動なのではないかなと思いました。

○丸山課長補佐 先生、分かりました。御意見を踏まえまして、上司や関係者と相談して、この主務大臣評価は検討させていただきます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○丸山課長補佐 ほかの先生方で、ここについて御意見がありましたらお願いします。

○千年委員 今の御意見に関連して、私もAでよろしいのではないかと思います。やはり林業は厳しいところがございますので、異業種からの参入、進出という、今までの林業者とは違った観点から入っていただいて、現場でも新しい観点から貢献でき得る。そういったものを後押しをする取組とすると高く評価されるのではないかと思います。

○丸山課長補佐 後押しという観点ですね。

○千年委員 はい、後押しです。やはり信用が低い方を後押しして、リスクの一部を公的に負担していくことになるでしょうから、進出、参入しやすくなりますね。そこは評価されてもよろしいかと思います。

○丸山課長補佐 ありがとうございます。先ほどと同じコメントになりますが、先生方の御意見を上司や関係者と相談して、また検討させていただきます。先ほど年度評価と分けてと言いましたが、ほぼ共通しているので、どちらでも構いませんので御意見、御質問を賜りたいと思います。黒田先生、お願いします。

○黒田委員 全体の評価の2－2のあたり、経費支出の抑制とか、事業費削減とかという項目ですが、事業費の削減というと……。

○丸山課長補佐 まず、事業費の効率化が65ページでございます。

○黒田委員 このあたりで気になったのは、去年も言ったかもしれませんが、事業費の削減というのは、毎年何%というのを我慢しながら削減することになるんですよね。何か大きな改革、例えば全体的に何か制度を取り入れて書類の改革をしたとか、そういうことでもない、ドンとは変えにくいものです。私も自分のいた組織ですけれども、毎年5%削っていくと、恐らくこれは大変なことになっていくので、ここを評価するのはかえって危ないかなと、実はそういう気がしています。。

この数字、数字で毎年しんどい思いをして、例えばアルバイトを雇うのをやめたとか、そういうことをしていくよりは、こういうことをやったので削減できたというように、計画があって結果という削減の方向でないと、結局働いている人がしんどくなるということはあると思いますので、事業費の削減自体が全ていいことではないというか、その根本的な考え方は見直すとか、きちんとしていただいた方がいいと思いました。

例えば経費削減も、ウェブ会議が増えたことを評価されていましたが、皆、コロナがあったからウェブ会議にならざるを得なかったもので、結果的には出張費の経費削減になりますけれども、これを評価することは逆にいいのかなと思います。結果的にそうならただけなので、もともとコロナがなくてもウェブ会議の計画があったんだったら、よかったという評価になりますが、そういう都合のよい解釈というのは余りない方がいいのかなと思います。

○丸山課長補佐 先生、申し訳ありません。今、何ページを。

○黒田委員 私もメモを取っていただけて、ちょっとページを書いていないんですけれども、ウェブ会議などでとさっきおっしゃっていたと思うんですね。

○皆川専門官 71ページです。

○黒田委員 71ページですね。「業務の電子化について、以下に取り組んだ」と書いてありま

すが、コロナがこういうことになったので、結果的に取り組まざるを得なかったという部分が大きいのではないですか。

○丸山課長補佐　ここは、B評価にしています。

○黒田委員　自己評価はAなのですよね。AとかBとかというよりも、業務実績として「以下に取り組んだ」とあるものの、取り組まざるを得なかった内容なので、そこを都合よく解釈していいのかなという思い。コロナだったからやむを得ずやったんだけど、でも自分たちが考えてやったことのように説明されている。

○深水副理事長　信用基金からちょっと説明させていただいてよろしゅうございますか。

○丸山課長補佐　お願いします。

○深水副理事長　ウェブ会議を導入するという最初のきっかけは、おっしゃられるとおり、コロナ禍の中で対応するということもあったわけですが、我々が電子化の取組でウェブ会議を積極的に活用したということの評価させていただいているのは、導入したというのは結果的ではありますが、これはコロナでなくても、対面の会議がなかなかできない、そうそう出張はできないような場合であっても、関係者間で様々な意見交換をして認識の共有を図るような取組が様々できたということです。そういう観点から、ここは信用基金としてはA評価をさせていただいたということでございます。

コロナだったから行けなかったのも、それを結果的にAと評価するのはいかがかという御指摘かもしれませんが、導入のきっかけはコロナ禍かもしれませんが、結果、それをうまく活用させていただいて、我々の業務そのものを充実させることができたと考えておりますので、信用基金としては、それでA評価をさせていただいたということでございます。

A評価かどうかという点だけではないのですが電子化することによって、むしろ今までよりも各基金協会等と連携する、意見交換等を実際にする機会が増やせたと思っておりますので、そういう意味では、今回の電子化の取組には一定の意義があったのではないかと思っております。

○黒田委員　そのお話はちゃんと理解できるんです。これは、もうあらゆる機関がそうだったので、どこでも努力されているんです。どこでも努力されていて、これを読んだ人は「当たり前だよね」と、私のように思うんですよね。やはりコロナによる惰性で変えざるを得なかった分に加えて、例えば積極的にこことここをこう変えたと、今おっしゃったよ

うに、コロナの影響で受身で変えたんじゃないよというところは、積極的に書いていただかないと、どこもやっていることですよねという印象になりやすいと思いました。具体的に、やむを得ずやった部分だけではないということを書いていただいたほうがいいのだろうと思います。AとかBとかということの問題視しているわけではありませんので。

○深水副理事長 御指摘いただきましてありがとうございます。最終的に、自己評価書を出してしまっているの、今から変更というのができるのかどうかちょっと分かりませんが、主務省とまた相談をさせていただきたいと思います。

○丸山課長補佐 高田先生、お願いします。

○高田委員 今回の資料の2の71ページ、ウェブ会議等の電子化というか、ウェブ会議を活用していることによって得られたメリットは何であり、デメリットは何であると感じているのか。例えば、ウェブで行う会議であれば、時間の制約、つまり集まらなきゃいけないスケジューリングは必要なくなりますよね。交通費も必要なくなる。そういうメリット、デメリットはどのようなものがあって、基金ではどのようなものにこの電子会議システム等を積極的に活用する方向であるのか。その辺りの記述があると、もっと分かりやすく、積極的に取り組んでいるんだと理解できるのですが、何か思いがあれば教えていただければと思います。

○深水副理事長 御指摘ありがとうございます。先ほどお話のありました、複数の協会、あるいは複数の地域の協会と意見交換をするというような機会というのは、今、先生が正に御指摘いただきましたように、対面で進めるというのは非常に難しい。日程調整、いろんなところと調整をしなければいけなく、大変難しいというようなことがあります。それについては、いろいろな意見交換の場などを、ブロックを越えて設定をするという取組もさせていただいておりまして、そういうところのメリットというのは大変大きいと思っています。

一方で、いろんな情報の交換だけではなくて、最終的に何らかの決め事をしていく、決定をしていくというようなことにつきましては、なかなかウェブ会議だけで決定をするというのはニュアンスが伝わらない部分もあったりしまして、後ほど誤解している部分だったりというようなことがございます。したがって、情報を交換するような場については積極的にウェブ会議を使い、物事を決めていく段階については対面なりで会議をやっていくというようなことが重要ではないかなと、これまで進めてきた中で考えておりますの

で、そういう方針で進めていきたいと思っております。

この2年度、3年度の取組をしていく中で得られてきた知見というところでもありますので、計画的にこうやってきたと実績の中で書けるものは限られているところがございますが、今後の信用基金の業務運営においても、そういうことを意識して取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○丸山課長補佐 高田先生、どうぞ。

○高田委員 会議の目的には3つあると一般に言われているようです。一つは情報共有、もう一つが意思決定、最後の一つが論点の頭出し。ウェブ会議で行えるのは、多分情報共有が主なものかなと思っています。それ以外のものは、やはり対面がないと補えない。私だけがそれを言っているんじゃないくて、例えばテスラという会社のイーロン・マスクさん。対面でないと得られないものはエスプリだと言っています。エスプリというのは気付き、つまり、いろいろな表情を見たり仕草を見たりすることによって、相手が自分の発言をどのように理解したのか、そこら辺が見えないんです。例えば債権者と会ったときにも、多分目の動きとかいろいろなものを見ないと、相手が本当のことを言っているのか、どうも自信がないのか、ちょっと汗をかいているなというのが分からないんですよね。ですから、そういうものについては、基金は今後とも対面をなくすことはできないと思います。そういうようなことをもう少し厳密に、遠隔会議はこういう面でいいんだよ、捨てられないんだよねというところを明確にした上で、業務の効率化を推進するというならば、安心してお任せできると思います。以上であります。

○深水副理事長 御指摘ありがとうございます。今、先生から御指摘いただいたようなこと、先ほど私が申し上げたことも共通する部分もありますし、更に補足的に、更に広げて、いろいろと御指摘いただきました。当方としても、今頂きました御意見を踏まえながら、業務の効率化に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○高田委員 もう一つ追加です。基金協会に補助金を出しておられますね。基金協会では、金利が低いために経費をできるだけ節減したいという動きがあつて、それがじり貧を招いていた。だから補助金でやるべきことをやれるようにしてあげた。いい取組だと思います。でも、疑問なのですが、基金協会自体ももうちょっと効率化できる面があるのかもしれませんが。その辺は、この評価自体には関係しないのですが、基金さん自体が今回ウェブ会議を使うことによってこれだけのメリットが得られましたというのであれば、その視点でも

って基金協会さんを眺めてみる。補助金や助成金が無駄になっていないということを御確認するのも、一つの基金自体の効率化につながるのかなというところを、個人的な思いですが、述べさせていただきます。以上です。

○深水副理事長　ありがとうございます。基金協会の効率化について、当方は指導する権限がございませんので、指導については金融調整課にさせていただく必要があるのですが、一方で、我々、同じ制度と一緒に担っている者たちとして、基金協会の業務の効率化というのは非常に重要な要素だろうと思っております。そういう意味で、当方の取組の業務の効率化に資するようなことについてはしっかりと対応しながら、基金協会においても業務の効率化が進むように促していきたいと考えております。御指摘いただきありがとうございます。

○高田委員　ありがとうございます。

○佐藤委員　今、話題になっていた第2－4、電子化の推進についてです。自己評価では、主要な業務実績のところで、新型コロナウイルス対応ではウェブ会議システムが挙がっていますが、ほかにもファイルサーバーの導入だったり、電子決裁やグループウェア機能を搭載した文書管理システムを導入されたり、ペーパーレス化を進めたり、他にも財務課会計システムを導入された、林業業務システムについてセキュリティ機能を高めた機器更新を行った。今、ウェブ会議だけにすごく焦点が当たっていて、自己評価の内容、電子化の推進がウェブ会議だけになっているように聞こえました。

コロナ対策についての電子化は、この自己評価の中ではごく一部であって、それをきっかけにいろいろ取組が進んだということはあるかもしれないのですが、それ以外の電子化も進めているので、これをばつさりと、コロナ対策でどこでもやってきたことなんだと切り捨てるのは、自己評価を正確に読んでいないのではないかなと感じました。

それと、その前に話題になっていた事業の効率化についてです。一番最初の65ページの削減率5%に関して、これは昨年も申し上げたと思いますが、事業費の内訳のほとんどが保険金ということで、これは、結果的には事業そのものを縮小しろということにつながってしまう。こういう目標の設定が正しいかどうかということを、次期目標設定のときには考えていただきたいということです。

それから、経費支出の抑制のところで、目標は20%削減ということでかなり大きいと思うんです。これも実績は達成されているのでいいと思うのですが、その実績の達成の内容

で、1者応札・1者応募をやめたということで、そういうことがあったので改善できたのかなと思いながら見ていますが、今後もこういう目標が、次期5年についても20%削減ということになったりするのかなと思っており、その目標設定については改めて御検討いただきたいということと、もう一つ、人件費のラスパイレス指数に関して、これも昨年度申し上げたとおり、人員の構成が違いう中で平均の給与水準を比べられても多分困るのではないかなという懸念を申し上げておきたいと思います。

○丸山課長補佐　ありがとうございます。昨年、佐藤先生を始め、ほかの委員の先生方からも、この経費削減なり、ラスパイレス指数については同じような御指摘を賜ったと受け止めておりまして、今年度中に中期目標を策定するのですが、先生方の御意見も踏まえて検討いたします。

○佐藤委員　ありがとうございます。

○丸山課長補佐　ただ、これを作るに当たっては、いろいろと多方面の了解を取らなければいけないとか、私たちは私たちが、信用基金は信用基金で、きちんと説明できるだけのデータを揃えなければいけないのですが、独法は横並びのところもあって、独法である以上、横並びで何らかの目標を置かないといけない。そういうこともありハードルは高いのですが、先生方の正に先ほどの、例えばラスパイレス指数、答えが出てから初めて分かるような状態になっている。目標はこれでいいのかということは本当によく認識していますし、それがもし信用基金の業務の圧迫になっているんだったらよろしくない、担当としては思っております。

それで、先ほどの経費削減も、保険事業を頑張れ、引受けを頑張れ、そうすると結果的に保険金の支払も増えることになるが、事業を頑張って保険を引き受けるけれども、保険金は払わないよみたいなことになってしまい、何か論理が矛盾するところが出てきてしまうことは認識しております。そういうのも整理しながら、次期中期目標でどこまでできるか、お約束はできないのですが、しっかり検討課題として認識しております。

○佐藤委員　ありがとうございます。

○丸山課長補佐　それと先生、もう一つ。電子化の推進なのですが、71ページの中期目標のところを見ていただきたいのですが、目標に「ICTの活用による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する」と書いているので、電子決裁を入れたことは目標どおりの取組だと思っております。

○佐藤委員 分かりました。

○丸山課長補佐 ほかにありますでしょうか。

○佐藤委員 別のところでお願いします。見込評価の7ページのところです。農業信用保険業務―「適切な保険料率・貸付金利の設定」ということで、7ページ、自己評価の右側で、信用リスクに応じた保険料率の設定について2年以上早く導入し、これに係るシステム改修も実施しているということで、9ページの主務大臣による評価では、農業者の負担する保険料率の軽減効果が早期に発現しているとして、自己評価も主務大臣評価もAなのですが、これがSにならない理由を教えてください。2年以上前倒しで行われたということは、5年間の期間であれば40%以上早期達成ということですよ。

これ、現場の人はすごく助かると思うんですよ。コロナの被害で売上げも落ちる中で、こういう金利負担的なものが減る。減るというのは無理くりに減らしているわけではなくて、適正水準として引き下げていただくというのは現場もすごく助かるし、法人にとっても本来の、本当に頑張らないといけないところで力を発揮されていると私には見えていますが、これがS評価でない理由を教えてください。

○丸山課長補佐 S評価というのは、評価指標によると顕著な成果があったということなのですが、顕著な成果というのをどう捉えるかというのはあります。信用リスクに応じた評価、信用リスクに応じた保険料率の設定というのは、まずやらなければいけないことが決まっています。やらなければいけない中で、前倒ししたので上回る成果があった、というところでとどめたのですが、そこから先、顕著な成果があったと何か証明して対外的に説明するのが難しいなと思ったのですが、先生からしたら顕著な成果があったと考えるべきだということですよ。

○佐藤委員 すみません。最後の「何々が難しかった」の「何々」がハウリングで聞こえませんでした。

○丸山課長補佐 すみません。もともと、この信用リスクに応じた評価というのはやらなければいけません。やらなければいけないことを早めて実行したので、A評価に当てはめるのが一番適当かなと思いましたが、その一方で、Sにするためには顕著な成果があったとしなければいけないのですが、やらなければいけない中で前倒ししたから上回る成果にしてAにはしたのですが、Sは本当に特別な評価ですので、対外的にS評価をしたと、Sにふさわしい顕著な成果のある取組をしたんだというところまでは、なかなか説明ぶりがうま

く整理できませんでした。

○佐藤委員 見直しをスケジュールどおりにやらず、2年前倒しでやれたということで、実際に農業者の方にメリットが生じているわけですね。これは何かしっかり評価すべきじゃないでしょうか。

○丸山課長補佐 そのしっかり評価するというのが、しっかり評価してB評価ですので、A評価もしっかりした評価に当てはまるとは思っています。

○佐藤委員 2年前倒しがそんなに顕著な評価ではない、S評価にならないというと、一体ここは何をすればS評価になるのかなと私は思いました。

○高田委員 割って入っちゃってごめんなさい。私が疑問なのは、今の点では、なぜ自己点検でもって基金さん自身がAしか付けなかったのか。これだけ画期的なことをやったんだったら、理事長からも当然にSを付けておけと出ても不思議ではないですよ、2年前倒しですから。どういう内部の基準でSではなくAにしてしまったのか、そこら辺を知りたいです。そうしないと、次からの評価は、どうせ否認されるんだからAにしておこうとか、本来の評価の目的とは整合しないことになってもらっては困ると思いますので、基金さんから是非ともここについての御説明を頂ければ有り難いと思います。以上です。

○深水副理事長 信用基金から御説明します。信用基金の中で、恐縮ですが、この項目をSにするという議論はございませんでした。理由は、先ほどの農林水産省の説明に近いのですが、信用リスクに応じた保険料率を適用しなければならないということについては、この中期目標で我々に課された課題だったわけですので、これを最終年度までに実現すれば、きちんと対応したということで、きちんと対応した場合には、おおむね目標どおりに達成したのでB評価というのが基本だという認識をしております。それを2年早くしたので、当然早くしたのだからA評価だと我々は考えてA評価にしています。

どういう場合にSになるかということについて言えば、例えば今まで、ここの中期目標に全くそういう取組が書かれていないようなものについて、中期目標期間の早い時期に実現したというようなもの、例えばこの信用リスクに応じた保険料率の適用みたいなものは特に書かれていなくて、それを実現することによって、全体として農業者に対して大きな裨益があったという場合であれば、我々としてもSと評価するのが適切かなと思うのですが、今回の場合は、もともと信用リスクに応じた保険料率を適用するよという命題そのものは、今中期目標期間で、我々に端（はな）から課されていたものですから、そうい

うことからすればA評価が適切かなと信用基金としては判断しました。以上です。

○高田委員 ありがとうございます。こういうことでよろしいですか。法人独自の取組ではなくて、計画の実行が早まっただけだと。独自の取組であればSを付ける可能性もあったというような姿勢でと理解してよろしいですか。

○深水副理事長 ありがとうございます。今、先生から御指摘いただいたような整理になるかと我々は考えております。

○高田委員 ありがとうございます。

○千年委員 ちょっとよろしいでしょうか。そういった観点も重要でしょうが、私思うには、やはりやったということと、その効果です。農業者にメリットがあったら、その根拠を、やはり客観的に農業者にもちゃんと効果を与えたというものを示せばSでもよろしいのだと思います。そういった根拠を示せるデータを農業者からがどういった形で取るか、いろいろあるでしょうけれども、基金さん側では可能かということを質問します。

○丸山課長補佐 お願いします。

○深水副理事長 本件によって、対象としてどのぐらいの農業者の方に裨益したかということ、案件数は我々の方で把握しておりますので御説明できます。ただ、先ほどおっしゃられたような、それによってどれだけの農業者への定量的な裨益があったかということについてまでは、詳細には調査をしておりませんし、調査をするのはかなり困難かと思っております。ですので、そこを説明するようなデータが出せるかと言われると、なかなか難しいです。正直難しいなと思っております。信用基金からの回答は以上でございます。

○丸山課長補佐 ありがとうございました。

○佐藤委員 すみません。今議論を聞いていて、独自の目標にないことをやったことがSになるという考え方は一つはあると思いますが、そうすると、何か本務がおろそかにならないのかなという…。目標が適切に達成されることが大事なことで、そこを超過達成しておられるのだから、私はここは高く評価していいのかなと感じたということです。独立行政法人の評価のやり方の関係で、Sはなかなか付けられないんだということであれば、そういうことなのかなとも思ったりするのですが、私が伺った印象では、この項目はAではもったいないような気がいたしました。以上、御意見申し上げます。

○丸山課長補佐 ありがとうございました。

○高田委員 私もSに賛成です。

○丸山課長補佐 Sに賛成ですか。

○高田委員 ええ。基金さんの考えていることは、どうも独自性にこだわり過ぎている可能性があって、独自性ってどこに書いてあるのというのが今の委員の御発言ですよね。そうであるとする、基金さんの評価基準を、もうちょっと本来の評価の基準にすり合わせていただいて、対等な目線でもって議論できるようにしてもらいたいと思っています。

○丸山課長補佐 対等な目線で。

○高田委員 ええ。つまり、こちらは、この業績がきちんと適時に行われる、それよりも早く前倒しにしたら、それは優れた成果なんだよという視点以外ないんですよ。独自性なんてことはどこにも評価基準に書いていないんです。そんなことを勝手に持ち出して…と言うと怒られてしまいますが、それで自己評価の軸をぶらしてしまうと議論がかみ合わない。これって何のために評価するのか、ちょっと疑問が残ります。

ですから、今回は本人たちにこの自己点検を直していただけるのであれば、Sである方向にもうちょっと書いてもらって、その文章が適切であると認定できるのであれば、主務省としてもSを付けたほうが、かえって今後の評価の目線が一致して、意味のある評価になると私は思います。

○丸山課長補佐 ありがとうございます。自己評価は6月末に提出することになっているので、今からこれを変えるのは現実的に難しいところです。ただ、主務大臣の評価のところだったら今から変えられるので、なるべくそこで補足するようにしているところが何か所かあります。

○高田委員 では、基金としては独自性にこだわってA評価としているけれども、評価基準に照らせばS基準を十分に満たしていて、委員も全員それに異議を唱えていないというような書きぶりであればいいですね。いや、知りませんよ。ほかの委員の先生方がどういう評価をされるのか、私は知りません。

○丸山課長補佐 ほかの委員の先生方は、これをSにするかについてはどんな感じになりますか。もし御意見があれば。

○田中委員 私はSにしても構わないとは思っていますけれども、同じ独法の立場で言うと、証拠を提示しなきゃいけないので、逆に信用基金さんのほうに証拠を集める負担が掛かってしまうという問題も一方でありますよね。だから、そこまで評価を出したいんだけど、その努力が大変という、うちも同じことなんですけれども。

研究機関なので分かりやすいのと言うと、例えば「ネイチャー」、「サイエンス」という有名な科学雑誌に1人当たり何本出しましたみたいなのは、分かりやすいじゃないですか。そういうものであればSにして、こんなに書きましたと言えますが、この場合だと、数値として出さないと何か言われてしまうから、いろんな波及効果も入れて計算しなきゃいけないでしょう。その負担があるのではないかなと。評価は出したいけれどもできないという…。

○丸山課長補佐 確かに田中先生がおっしゃられたとおり、S評価は難しいと思います。

○高田委員 そうであれば、最終の結論はAでいいと思うんです。

○黒田委員 Aが基準の場合ですと、割合Sって付けられるのですが、これはBが基準だからという事情はありますよね。

○丸山課長補佐 そうなんです。Sはもうよっぽどなので。実は、独法が発足した頃はAが基準でした。だからSも結構ありました。それが途中で変わってBが基準になった。Bが基準になったのでBで立派なのだと思うのですが、さらに120点以上というのがAなので、Aというのが逆に、本当にいわゆるS評価に近いんだと私は思っています。イメージですよ。イメージのS評価。

○黒田委員 点数を付けるほうとしては、一旦Sを付けると、次に何でまたAかBになったのかと、やっぱりそう言われてしまわないようにという、もしかしたら警戒心がおありになるのかな…。SからBって、次がやりづらいですよ。

○高田委員 となると、今度、自己点検を書いた方々も、面倒な説明をするよりはAでとどめておけというような発想でしょうか。

○丸山課長補佐 いえ、そんなことはないと思います。

○高田委員 自己点検の。つまり、数値的な裏付けを必ずしも明確にするよりも、Aでとどめておいたほうが事務効率は上がります。いや、それは私の思い込みですから撤回しますが。きっとAでいいんですね。本人たちがいいとおっしゃるんですから。

○丸山課長補佐 ここは意見を聴く場でありまして、私が何か決める場ではございませんので、今日の意見は関係者にきちんと相談しますが、個人的な感触としてはSは難しいかなと思っています。私が決める場ではありませので相談します。ここは純粋に先生方の意見を聴く場ですので、学識経験者としての御意見をお伺いする場ですので。

○佐藤委員 評価によって業務って誘導される面もあると思うんです。ですので、どこに力

を入れて仕事をしていただきたいかということをお示しするという意味も含めて、私は申し上げているんです。本来の業務に力を尽くされるということが過小評価されないということが大事なのではないかと考えていて、そのことを提言したかったと御理解ください。

○丸山課長補佐　ありがとうございます。ほかに。

○千年委員　　2点ほど。1点は、今回評価されていない点のちょっと確認になります。

○丸山課長補佐　どちらを見たらよろしいですか。

○千年委員　　令和3年度、昨年度の58ページになります。農業保険関係業務で、「共済団体等に対する貸付業務の適正な実施」。借入れ申込み、貸付け及び回収実績はなし、評価なしということですが、この貸付けは、もともと不慮の災害等による損失補填のための貸付けだと思います。昨年度はなかったということで、その確認ですが、例えば64ページの漁業の方では、コロナの影響で困ったので貸し付けています。農業と水産業の昨年度の違いというのをちょっと教えていただけますか。これが一つ。

もう一つは今、非常に物価高になっています。令和3年度までと今年度、かなり事態が変わる可能性はあると思います。例えば畜産農家ですと、輸入飼料が高騰してしまい、大変な事態になっています。ですから、今回、見込評価を頂きましたけれども、この見込評価も来年度を入れての評価になると、どのように対応されるのかということを素朴に思いましたので、全体の考え方を教えていただければと思います。以上2点、確認と質問になります。

○丸山課長補佐　2つ目は共済だけではなく、全体的にとということでしょうか。

○千年委員　　全体です。

○丸山課長補佐　共済について、何か。

○稲葉専門官　農業保険の関係でコメントさせていただきます。先生がおっしゃるとおり、3年度は貸付けの実績はありません。ただ、この農業保険関係の業務というのは、そもそも被災した農業者さんに、国の立場で言うと再保険、保険という形で農業共済団体にお金を出すという話。その仕組みの流れの中で、そのお金を待っているとどうしても時間がかかる。被害に見合ったお金を出すということの判断によって、お金が払われるか、払われないかの話があり、そこは農業共済団体の判断で、自分のところにたまっているお金がある、過去に全く被害がなくて払えるお金があるんだったら、それを先に出すことも可能なので、その判断というのは、まず農業共済団体に任されているというもののなのです。

信用基金が、農業保険制度の中に組み込まれていて、必ずお金を出すという話ではなくて、農業保険制度の流れの中で、どうしても早くお金を農業者さんに支払いたいということを農業共済団体が判断した上で、信用基金への借入れの話が出てくるものです。ですので、貸付実績がないことについて、それは農業と漁業の被害の差がうんぬんという話とは別の話になるということは、まずよろしいでしょうか。

○千年委員 基本的には農業共済団体の方から、そういったような緊急といいますか、そういうのがなくてもというふうになったことと理解してよろしいんですね。

○稲葉専門官 それは信用基金の方にて話がというのがありますので。

○千年委員 了解いたしました。

○稲葉専門官 例えば1億円、10億円という被害があつて、そのお金を今の制度、つまり国からの再保険や保険が出てから、それを待ってられるという話であれば、それはそのままの話ですし、地元の農家さん、組合員さんのことを考えると、少しでも早く渡してあげたいという話になったときに、国の支払いを待ってられないこともあるから信用基金にという話になるといったところの差です。

○千年委員 昨年度はたまたまでしょうか。先ほど言いました水産業とは大きく違うので。もちろん業種は違いますが、コロナという事態は一緒ですね。それでもこれだけの違いがあるかというのがちょっと気になったので、素朴な質問でした。分かりました。

○深水副理事長 信用基金からちょっと説明をさせていただきます。漁業の場合は、漁済で大変金額が出ております。基本的にはこの貸付け、農業共済に関して貸していることが多かったのですが、農業共済に関しては、先ほど御説明のあったとおり、農業共済団体がそれなりに資金を持っていच्छたりするので、お金を借りるか借りないかというのは、国からの保険金を待っていてもいいか、それとも早くお支払をしたいかという、そういう判断でうちにお借りになっていたということがございます。

漁業の場合は、もちろんコロナもあるのですが、場合、書かせていただいたように不漁の影響というものも大変大きく出ておりまして、そうしたことから漁業共済の支払が全体的に大きくなっていて、漁業共済団体が、全国漁業共済組合連合会の支払の中で、国から本来保険金を受けて、それを漁済連がお支払いになるという部分があります。ここの部分につきまして、国の方で保険金の支払財源がちょっと不足をしてしまいましたので、したがってうちの方からの借入れが非常に多くなったという状況がございます。

なので、コロナの影響というものは農業でも漁業でもおっしゃられるとおりのようにあるんですけども、制度の仕組み自身が全く同じではないものですから、今申し上げたような違いが出てきているということかと思っております。

それから、先ほどの御質問のもう一件、畜産、肥料ですとか、あるいは飼料ですとか、様々な資材ですとかというようなものが高騰していく中で、令和4年度も含めてどうなのかという御質問だったと思います。農済や漁済だけではないという御質問でよろしかったですよね。

そのこのところにつきましては、現時点では、今年度どのぐらいまでの影響が出てくるのかということについては、正直、全面的な業務への影響を見込み切れるわけではございませんが、基本的には我々の業務は事故が起こったらもちろん払うのですが、事故が起こらないで、農業者なり漁業者なり林業者なりの方が経営を安定的に実施していただけるようにするということがまずは大事なことです。それが実現できるように事故率を低減していけるよう、期中で農業者等の状況をよく管理をしながら進めていきたいと思っております。全く影響がないということはないと思いますが、我々の業績が悪くなるような大きな影響はないように、ただ、必要な資金のお支払だったりとか提供だったりできるように進めていきたいと考えております。以上です。

○竹越管理官補佐 すみません、水産庁の竹越です。少し概観的に、今の払戻しといいますか、共済関係のお金を貸し付けたという意味では、今、信用基金さんからあったような概況になります。かいつまんで申せば、水産はそれほど農業に比べて潤沢にお金があるわけではないので、こういった部分の貸付金ではダイレクトに効いてくる。それは国の保険金も同じです。

それと、概観で申しますと、令和元年、それから令和2年、このあたりまでが不漁は結構大きくて、御案内のとおり令和2年頃からコロナが入り始めて、令和3年はかなりコロナの影響が多いかなと思っています。全体の金額でいくと、令和元年が大体1.4兆円ぐらいあった漁業の養殖も含めた生産金額が、令和2年では1.3ぐらいの10%。令和3年は、統計的に金額が出るのにもう少し時間が掛かりますが、ここでコロナの影響がどれくらい出るのかなというのが大きい。肌感覚としては、R3はかなり事故が多かったですから、結構払い戻しは大きいかなと。特に養殖が大きかったかなと思っています。

足元の今年はどうかという、養殖の場合、特にブリとかは、価格がだいぶ戻ってきて

いますのが、この後、第7波とかがありますから、そういった点で価格がどのようになっていくのか。QというよりはPの方がどんなふうになってくるかなというところに注視している状況です。以上でございます。

○高田委員 保証にしても融資にしても、設備に対しての融資と運転資金と称するものについての融資とが分かれていて、運転資金等というのが一番怪しいんですよね。本当の運転資金ではなくて赤字補填になっていたり、そういうことがあるからこそ事業性評価、これが重要だと思うんですけども、ここら辺は重点的に信用基金さんで指導するようになっているんでしたでしょうか。

○深水副理事長 今、高田先生がおっしゃられたように、運転資金に関しては、運転資金という名の下に、実は赤字を補填するための資金が出たりしているのではないかとすることはよくよく見ていかなければいけない問題だと、我々としても認識しております。

したがいまして、例えば漁業の場合ですと、今年の4月から、運転資金の適正な規模というのは、その事業の規模だったりとかいろいろなものを見ながら、幾つかの要素で、この範囲のものが大体売上げがこのぐらいで、こういう棚卸しなりがあると、このぐらいが本来あるべき運転資金の範囲なんだよということを基金協会にお示しをして、一緒にこういう見方でやっていきましょうということを、この4月からお示しをして、それに基づいてやっていくというようなことをやっております。

農業に関しましても、それぞれの事業規模から、これぐらいを超えるようなものというのは、運転資金の規模としておかしいので適正化していく必要があるという取組を、先ほど金融調整課からの説明の中にもありましたけれども、まずは大口の保険引受け案件の中で、そういう引受けに向けての基準、指標をお示しをしながら取り組んできているということです。そういう意味では、今回の評価をしていただく年度には入っていないのですが、この4月からそういう取組を強化しているということで御理解いただければと思います。

○吉村総括理事 あわせて林業についても説明をさせていただきます。林業については当基金が直接保証させていただいております、正に御指摘の運転資金については、それが経常運転資金なのか、あるいは事業規模拡大のためなのか、さらには収益性向上のためなのか、それぞれの観点ごとにチェック項目を設けて、その資金が適正に使われるかどうかというのをしっかり確認した上で保証をさせていただいているという現状でございます。以上です。

○高田委員 法的な観点が出てきてしまうんですね。運転資金と称していながら運転資金ではないというものを契約で融資を受けていたとすると、融資目的と偽ったことになりま
すでしょう。ですから、そういうような重要な問題なんだよということを、融資を受ける
側、あるいは基金協会とも共有しておくという仕組みはございますよね。というのは、今
みたいに厳密に見てくると、これは運転資金じゃないよねというのが必ず出てきます。

○深水副理事長 基金協会に、こういうものは運転資金とは言えないので適正な範囲にすること
が、保険引受けの立場からは、是非こういうふうな範囲にしてほしいという話是可以
なんでしょうけれども、基金協会に、こういうものじゃないと引き受けるべきでないとは、繰り
返しになりますが、我々、基金協会に対する直接指導権限がないものですから、指導その
ものはできません。指導はできませんけれども、認識を共有するということで、先ほど申
し上げたような、基準をこういうふうに示すとか、あるいはこういう取組を一緒にやって
いきましょうというようなことによって実現しようとしているということになります。

先ほど先生がおっしゃられたのは、ひょっとすると、資金使途が違う場合だったら、そ
もそも資金使途が違うものに使うというのは契約違反だという法的な観点からのお話なの
かなと思いましたが、資金使途が実際に違う場合には、保険事故になったときにお支払が
できないということになっていますので、そういうものですよということはお示しをして
いくという意味ではお示ししています。

○高田委員 ありがとうございます。もしお時間があるなら、ちょっと確認だけさせていた
だけますか。資料2の99ページです。主務大臣による評価のところ。先ほど来問題に
なっている、後ろ向きの評価なのか前向きの評価なのかという問題なんです。セキュリ
ティ強化のため、不正な通信等の監視を開始する取組を実施していることは評価できるも
の、判断が難しいことからB評価。所期の目標を上回る成果があったとは判断し難い。
つまり、この国語の読み方が難しいということが言われておりました。これだったら、例
えばの話ですけども、「取組を実施し、目標がおおむね達成されたと評価できるもの
」、これでBは確保ですね。その上でもって所期の目標を上回る成果があったとは認め
難いことからB評価が妥当であるみたいな、つまり、一旦相手のやっていることをきちん
と認めた上で、上回ってはいないよというような書きぶりにすれば、先ほど御議論されて
いたことはそういうことなのかなと。

○丸山課長補佐 先生、おおむね、この「評価できるものの」という意味は確かに、省略して

しましたが、B評価としては評価できるものという意味を込めておりました。

○高田委員　そうです。

○丸山課長補佐　それをもう少しちゃんと書けということですね。

○高田委員　どちらの方が相手に伝わりやすいかな、誤解がないかなというところで、自分で自信がないものですから、今確認させていただいた次第です。

○丸山課長補佐　分かりました。いずれにしても、今の評価だとネガティブな評価になっていて、何か駄目だったみたいな感じになってしまうので、そうではなくて、ちゃんとB評価レベルには到達しているんですよと。

○高田委員　ええ。100点いつているんですよと。

○丸山課長補佐　100点いつているんですよと。

○千年委員　でも、単純に「所期の目標を大きく」とか、「顕著に」という形容詞を入れればいいんじゃないですか。

○高田委員　なるほど。所期の目標を大幅に上回る成果があったとは認め難いことからB評価とする。ああ、なるほど。分かりました。

○黒田委員　「ものの」と付けちゃうから。先にBであると書いて、これでいいんじゃないかと。

○高田委員　「できる」だけで。なるほど。

○黒田委員　はい。「評価できる」でB。だから、余計なことが付いている。

○丸山課長補佐　「評価できるのでBが妥当である」でいいんじゃないですか。

○高田委員　その方がシンプルですね。

○丸山課長補佐　駄目だったということを書くんじゃなくて、評価できるのでB。

○高田委員　残念だったなというような書き方は、ちょっとネガティブなので、それは避けてもらいたいな。

○田中委員　資料2に4か所あります。

○丸山課長補佐　4か所ですね。

○田中委員　そう。Bに直したのが4か所。

○黒田委員　自己評価でAだったのに、主務大臣の方がBにするので、わざわざ理由を書かれたんですよね。それが何かすごくネガティブに聞こえてしまうということです。

○丸山課長補佐　分かりました。文章を考えます。

○田中委員　ほかにいいですか。1－5－（2）、さっきの共済の話。我々海洋大学も自然相手なので、中期目標を変えたり年度計画を変えたり、業務報告書を変えなくちゃいけない、迅速に変えなきゃいけない事態が発生するわけですね。今回うまくやっていただいて有り難いので、希望が2つあるのですが、今後もうこういうふうに緊急な事態が発生したときには、国としてちゃんとその対応をしてもらおう。迅速に対応してもらいたいというのが1点目。

それから、今後もきつとこういうことが起こるわけですね。水産基本計画でも、不漁問題とか、そういう突発的な事態に対応できるようにする計画になっているわけで、この基金も柔軟に対応できるような仕組みを少し考えてもらいたい。これ、一々お金の上限を決めて、その都度その都度申請しなきゃいけないと、それも国の仕組みとして一応分かるんだけど、でも、それだけではうまくいかない場面も、特に漁業みたいに規模が小さいから、ちょっと不漁が拡大すると、すぐにパンクしてしまうことになるので、何かその辺、創意工夫していただけると有り難いなということです。以上2点。

○丸山課長補佐　これは独法通則法みたいな感じになっているので、単独でできないんですね。

○田中委員　簡単にはできないのは分かっています。

○竹越管理官補佐　田中先生からあったとおりで、次の目標、若しくは次の計画を、信用基金さんともいろいろ調整をしているところですけども、簡単に申し上げれば、今回いろいろ我々が学んだのは、この限度額を変えるに当たって二つ三つルールがあって、それを一個一個やるのは非常に大変だったというのがあります。ですので、何も一個の限度額を変えるごとに三つも二つもルールは要らないと思っています。一つ大きな憲法のようなルールがドンとあったら、それが中期目標、中期計画ということだと思いますので、そこができれば、あとはしっかりと柔軟に対応できるような、この辺になってくると、ちょっと信用基金さんとはよく話していかなければいけない分野なので、主務省である我々でできること、それから信用基金さんでやれることをうまく調整しながら、今回の経験を踏まえて改善できないかなと検討しています。

○田中委員　ありがとうございます。

○高田委員　クレジットラインというんですか、上限の与信枠みたいな形での設定は考えられないのでしょうか。要は、業務方法書の中に上限を定めておいて、その範囲であれば、

何らかの手続を取れば業務方法書の枠内に収まるから認めますよみたいな。今回の場合、180億ですからね。ですから、例えば最大200億のクレジットラインみたいなものを設けておいて、その範囲内であれば業務方法書を変えなくても済むみたいなのがあればいいのかなと思います。

○竹越管理官補佐　今、正に高田先生からあったようなイメージで、どちらかといいますと与信枠になりますので、貸付限度額にしっかりとコントロールを付けて、貸付金額については限度額があればある程度見えてきますから、そういったラインでできないかなと模索しています。まだ結論までは出ておりませんが、いずれにせよ、同じことで同じような手続を何度も複数でやるというのはあまりいい形ではありませんので、シンプルな形で、かといって自由にできるというのもまたちょっと問題がありますので、その辺のバランスを測りながら改善をしていきたいと思っています。

○高田委員　その場合、多分、普通の公益財団と同じように、債務負担行為だから理事会か何かでもって承認すればいいみたいな形で歯止めを掛けることは可能でしょうね。分かりました。ありがとうございます。

○丸山課長補佐　ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。最後に、S評価の件はありますけれども、先生方の御意見として、ほぼ確実に強い意見を頂いたのは、林業者の将来性評価を考慮した債務保証のところを定義すべきじゃないかというのが共通的な御意見を頂いたと賜ってよろしいでしょうか。そこは関係者や上司と相談します。それと、B評価にしたときの書きぶりは直させていただきます。Sのことも上司にちゃんと伝えます。

○佐藤委員　ありがとうございます。

○原口課長補佐　林業の将来性評価について、委員の皆様も満場一致でAというふうに理解してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○黒田委員　今の話で気になるのは、最近、新規参入の中で、真面目にやられている新たに入られる方と、もともと燃料なんかを扱っていたところが伐採も引き受けますとって、かなりひどいことをやっている事例を時々聞くんです。だから、そういう新規参入も、別に悪事を働いているわけではないけれども、自分の収入ばかり考えて、山持ちさんにいいようにしてあげるといふ怪しい説明をしているケースを最近聞くんです。そこは今度、いろんな貸付けをされる場合に、本当にこの人がちゃんとやれるかといったあたり、気をつけて欲しいなと思うところです。

○原口課長補佐 分かりました。我々も気を付けますし、もちろん信用基金さんの方でも審査の時点でいろいろ書類とかで見られているので、そこは先生の御意見は重々承知しております。

○黒田委員 うまく大学の先生の名前を入れたりしているケースを見ているので。

○原口課長補佐 ありがとうございます。

○丸山課長補佐 では、よろしいでしょうか。信用基金さん、特によろしいでしょうか。

○深水副理事長 結構です。ありがとうございます。

○丸山課長補佐 佐藤先生もよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい、結構です。ありがとうございます。

○丸山課長補佐 それでは、本日の有識者会議につきましては、これで終了とさせていただきますと思います。貴重な御意見をたくさん賜りましてありがとうございました。

本日の御意見を踏まえながら、最終的な主務大臣評価を決定させていただきますが、必要に応じて御相談させていただきたいと思います。また、議事録は取りまとめができ次第、御確認していただき、その上で、正式な主務大臣の評価書と併せて公表させていただきたいと思いますので、御確認のお願いが行きましたらよろしくお願いいたします。

本日は3時間を超えましたが、長時間にわたり御多忙の中で、誠にありがとうございました。適宜、ウェブ参加の方々も含めまして退出をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。解散といたします。

午後4時4分 閉会